

【論文】

阿蘭陀通詞稲部市五郎について

イサベル・田中・ファンダーレン

はじめに

本稿の執筆にあたっては、長崎市長崎研究所が二〇一七年に取得した新出史料「阿蘭陀小通詞末席稲部市五郎病死ニ付死骸御見分取扱控」が藤本健太郎氏によって紹介されるがその前に、先ずその史料の対象となっている稲部市五郎を輩出した稲部家の特徴と、彼がシーボルト事件に連座して処罰を受け七日市藩に「永預」となるまでの状況を、オランダ側・日本側両史料を参照しながら考察していきたい。

稲部家は元来、阿蘭陀通詞のなかでも身分が低いと言われている内通詞の家柄であったが、内通詞であったからこそ、オランダ人の個人的付き合いが多く、オランダ語を直接オランダ人より教わる機会も多かったと思われる。したがって、その上達ぶりは正規の「本通詞」よりも早い者が少なくなかった。

市五郎も例外ではなく、彼の名が享和三（一八〇三）年頃から「分限帳」類に内通詞小頭として出てくるが、シーボルトが来日した文政六（一八二三）年からは稽古通詞の列に入り、正規の阿蘭陀通詞となり、文政十一（一八二八）年には小通詞末席に昇進している。

丁度この時期は増えつつあった外国船の来航に対応するため、また日本の視界に入ってきた外国に対する危機感により、外国についてのより本格的な知識を持つ人材が必要とされ、蘭書の翻訳ができる実力のある通詞が求められていた。それにもかかわらず、寛政三（一七九一）年に起きた「誤訳事件」などの影響で、上位何人かの

通詞が処罰され、有力な通詞が不足していたこともあり、稲部家も市五郎の代に至って本通詞の家に移行できたのであろう。

市五郎の運命を決めたもう一つの大きい要因はシーボルトとの出会いであった。来日後間もなく、（恐らくJ. コックIIプロムホフ商館長の紹介だと思われるが）市五郎はシーボルトの日本研究に深く携わることになった。シーボルトが長崎近辺で薬草採集に出かける時には、市五郎も付き添うようになり、シーボルトのところへ授業を受けた門人たちに「彼らにとって詳細な研究の鍵となる」オランダ語を教えた³したので、シーボルトにとって「最も親密で信頼のおける」人物となった。そのおかげで、市五郎は医学と本草学の知識も身に着けることができ、オランダ語能力もますます洗練され、また、全国からシーボルトの周辺に集まった医者や学者との交流によって知識を深めることができたと考えられる。

しかし、その反面で市五郎は、シーボルトと天文方高橋作左衛門との間の日本地図などの「御制禁之品」⁴の受け渡しに巻き込まれ、当時許された上限を超えた情報収集に深く関わるようになった。事件発覚後、市五郎は重要被告人の一人となった。シーボルト事件の真相は未だ不明な点が残っているが、本稿において市五郎の関与を再検討することで、新たな視点が提供できるのではないかと思われる。

加えて、シーボルト事件の結果が示しているように、シーボルトによる日本についての情報収集は、日本人のインフォーマント（情報提供者）にとって大変危険なことでもあった。市五郎を含む処罰された阿蘭陀通詞について、シーボルトがどこまでそれに対して責任を感じたのかも、もう一つの検討課題となる。

市五郎は当初、内通詞小頭を勤めていたため、シーボルト事件前

の彼に関しては、日本側にもオランダ側にも彼に関する史料がきわめて少ない。しかし、シーボルト事件が発覚してからは、彼に関する記述が豊富となる。さらに皮肉なことに、詳細な史料のほとんどは彼が亡くなってからのものである。それらは七日市藩の藩政史料、七日市に預けられていた時の様子や彼の遺体の処置についての新出史料、古賀十二郎が大正時代に皓台寺で書き写した「長崎名家墓所一覽」に出てくる墓誌などである（長崎には稲部家の墓石が現存しないが、富岡の金剛院には市五郎の墓石が存在する。附録一四一―一四二頁参照）。

内通詞（小頭）の役職

オランダ商館が平戸にあった頃の通訳者や利用された言語は様々であった。通訳者は加藤築一氏がいうように、通詞の専門職である「常勤職員」と、ある程度オランダ語ができ、主に商売の期間中だけ手を貸した一般の平戸住民である「非常勤職員・臨時雇用員」に分かれていた。彼らはオランダ側に直接雇用され、その給与も東インド会社の経費から支払われていた。それらの「非常勤職員・臨時雇用員」であった「フリーの通詞」は後に「口を存候」内通詞となり、正規の「通詞の予備軍」の機能も果たしてきた。稲部家の者も当初平戸でオランダ商館と関わりながら臨時の通訳として、活躍したと思われる。

横山伊徳氏の「出島下層労働力研究序説」⁷が発表されるまで、内通詞の評価は低く、その組織についての基礎研究は、主に翻訳・通訳に専念する「本通詞」の枠に留まっていた。より詳しい研究が将来必要だと思われるが、本稿においては、先行研究を踏まえつつ、稲部家の内通詞「小頭」という役職について、その特徴をいくつか

示すことにしたい。

オランダ商館が出島に移転してから、通訳・翻訳に専念する正規の「阿蘭陀通詞」という組織が成立し、それは平戸から引き移り再雇用された者、以前から長崎でポルトガル人の世話をしていた者、新規任用された者、必要に応じて後に平戸から呼び出された者たちから構成されていた。通詞は長崎では長崎奉行の管轄下に置かれ、起請文の提出が義務づけられた。この時点以降、通詞は日本側から役料を受ける地役人となった。慶安三（一六五〇）年に入って、老齢、死亡などの理由で世代交代し、通詞職は世襲となり、元禄期までには家と役職柄もほぼ確定した。そして、十八世紀に入るとオランダ語がポルトガル語に代わって主要言語となった。

出島では正規の通詞と並んで、平戸と同様に「非常勤」の通詞が存在していた。平戸から連れてこられた者のほとんどが長崎で解雇されたが、数名だけは宗門改めを受けて再雇用された。それとは別に、以前からポルトガル人に仕えていた八十人を超える人たちの中から現地で雇われた者もいた。¹⁰

寛文十（一六七〇）年になると、彼らの間での競争が激しくなり、職の安定を求めて「阿蘭陀口たる者百六人方より」訴訟が起こされ、十二人の「内通詞小頭」が指名された。¹¹ここで初めて内通詞職が成立した。彼らは出島乙名の管轄に置かれ、大小通詞の指図のもとで蘭船が帰るまで「買物訛物其外諸用事」に携わった。¹²時代は異なるが、『長崎県史』に掲載された天保七（一八三六）年の「阿蘭陀通詞勤方書留」には、その仕事の内容の詳細が挙げられている。¹³『通航一覽』の（「長崎覚書」に基づいた）記述には、翌年正月に入札によって決定された十二人の中に「稲部半三郎」の名も含まれている。¹⁴仕法商売が始まった寛文十二年に一般の内通詞を百五十人に増やした

が、元禄元（二六八八）年には内通詞の人数を元の百六人に戻した。そして、宝永二（一七〇五）年の時点では内通詞小頭を入れて百人となった。¹⁵

現存する「分限帳」類の最も古い元禄十四（一七〇二）年の「長崎諸役人附」によれば、内通詞小頭として馬場、稲部、西（善右衛門）、西村、磯部（磯田カ）、塩屋、小川、植村、堀（半六）、茂、倉好家の十一人と無名の一般の内通詞九十人が載っているが、九十人の一般の内通詞の中には「コンプラ」十六人と「金場役」三十六人も含まれていた。¹⁶

寛延三（一七五〇）年の「長崎諸役人増減書」¹⁷には地役人ごとに簡単な経歴が記され、内通詞小頭（内藤、倉好、川原、植村、稲部、田中、荒木、松村、磯田、小川、堀）十一人のうちの倉好家と稲部家だけは寛永十七（一六四〇）年から、つまり平戸オランダ商館時代から通訳者として活躍していた。他の家は寛永十九（一六四二）年以降、順次内通詞（小頭）となっていた。そのうちの馬場、西、茂、堀、塩屋・塩谷家は元禄十四（一七〇二）年から寛延三（一七五〇年）の間に本通詞に移行した。今村、森山、岩瀬のように、元禄十四年以前に内通詞（小頭）から本通詞になった例もあり、その中の今村家も平戸以来通訳をしていた家であり、E. ケンペルの「部屋付の者」として大活躍した源右衛門（英生）の代に一般の内通詞から正規の通詞に昇進した。

元禄末頃までには内通詞の家数や階級もほぼ確定したようで、それ以後、内通詞の家から本通詞の家に移行したのは稀で、特別な事情がある場合のみとなった。¹⁹以後新しく内通詞小頭の列に入った家もいくつあったが、寛政三（一七九一）年以降は、前述の通詞不足のため、内通詞小頭から正規の通詞に上がった家が増えつつあ

た。稲部市五郎が稽古通詞になった翌年、文政七（一八二四）年の「長崎諸役人名」には内通詞小頭として、荒木、松村、田中、磯田、川原と見習の荒木、田中、松村のみが掲げられるに留まり、慶應元（一八六五）年には内通詞小頭の家としては、シーボルト事件の後、安政二（一八五五）年に復帰（新規）した菊谷家だけとなっていた。²¹

内通詞小頭について興味深い点は、内通詞小頭職に就く前は多くの息子たちが、内通詞小頭の親の職を継ぐまでは見習としてオランダ人の「部屋付の者」として仕えていたことである。江戸参府の際には彼らもオランダ人の使用人として同行したので、すでに若い時から、ネイティブ・スピーカーによるオランダ語や習慣に触れ、また、江戸参府の慣例に精通するようになった。内通詞小頭見習いと「部屋付の者」との関係について考える場合、オランダ人などが残した文章の中では、長期間日本に滞在した商館長□、ドウフが一八一八年以前に後任の商館長に宛てた覚書が最も参考になる。²²

それによれば、「商館長には三人の上級使用人（*opperdienaar*）が付いていて、彼ら全員は内通詞の悴で、父の死後その職を受け継いだ。彼らは無給であるが、毎年砂糖一籠（*canasser*）が支給された。それ以外の五人の下級使用人（*onderdienaar*）のうち江戸参府中に一人は医師に、一人は筆者に、残りの「三」人は商館長に仕える。これらの使用人は日中に肌着などを洗濯、アイロン掛け、繕いをし、一切の家事を行うが、夜中には島に残ってはいけないので、夜は帰ってしまう。給仕は嫌がるが、それも彼らの任務である。」

下級使用人はオランダ人の個人的な用事にも大変役に立つと記されている。シーボルトも『江戸参府紀行』の「われわれの従者は誠実に信用のおける人々であった。彼らは若いころから出島に出仕し

ていた。彼らのうちで年輩のものは、かつて上司の指揮の下で、こういう旅行に加わった経験があって、旅行中すばらしく気転がきき、職務や礼儀作法にかかわるいっさいに通じていた。また彼らは、分り「理解し」やすいオランダ語を話したり書いたりした。」という記述から窺えるように彼らを高く評価していたようである。²³

文政三（一八二〇）年から同十二（一八二九）年にかけて九年間出島に滞在したJ. ファン・オーフェルメール²⁴も商館長の使用人のオランダ語を褒め、さらに、江戸では「我々を内密に訪れる上層の人々や藩主は正規の通詞よりもむしろ我々の使用人を使用したがる（中略）」とあり、内通詞小頭の倅²⁴使用人が日蘭交流・学問の伝播の場において非常に重要な役割を果たしていたことが分かる。

稲部家の人々

稲部家は、初代茂左衛門以来、市五郎の代まで内通詞（小頭）を勤めた家柄であったが、商館長やオランダ医師と特に親しい関係がないため、稲部家歴代の個人的な情報を得ることは困難である。

稲部家に関しては、オランダ側史料として「商館長日記」の記述も極めて少ないので、一一七頁掲載の系図を作成するにあたっては、主に古賀十二郎による「長崎名家墓所一覽」（附録一三九頁、一四一頁参照）と十八世紀以降作成のものが現存する長崎地役人の人名を記した「分限帳」類を基に使用している。しかし、「分限帳」類の性格も様々で、作成目的も異なり、内通詞小頭が掲載されていないものもある。また、それぞれの史料の作成年代を特定することが難しいものもある。

筆者が確認できた阿蘭陀通詞の経歴を参考して以前作成した「分

限帳」類の年代は、石田千尋氏が「目利」職を基に作成したりストとは多少異なっている。²⁵

原田博二氏が個々に「分限帳」類を検討した結果、それらの年代をさらに絞ることができたものもある。²⁶「分限帳」類を年代順に並べれば、通詞職に就いた者が通詞として使用した名前と家督継承順は判明するが、名前を途中で変える場合も想定されることから、その人物が同一人物であるかどうかは判断することは難しい。

一方で、墓碑が別々になっていたり、あるいは同一史料に別々に記述された場合には、同一人物でないと断定することができない。また、墓誌に刻まれた名が必ずしも通詞として知られていた名と一致しない場合もある。そして「分限帳」類に出てくる「倅」が実子なのか養子なのかも、「犯科帳」のような史料の裏付けがなければ、その関係は推定することが難しい。今回作成した稲部家の系図を利用するにあたっては、これらの問題点を常に考慮しなければならぬ。

稲部家で最初に内通詞を勤めたのは、茂左衛門であるが、その名は寛延三（一七五〇）年の「長崎諸役人増減書」の内通詞小頭稲部半三郎の経歴の箇所には見られない。「曾祖父稲部茂左衛門寛永十七辰年平戸より越候以来之内通詞ニ而御座候」と記され、稲部家が出島商館の設立前の寛永十七（一六四〇）年に平戸から長崎に引越した後、半三郎の曾祖父である茂左衛門は、後年の内通詞と同じように臨時の通訳者であったことが分かる。おそらく平戸でもそうであったと思われる。加藤榮一氏が作成した「平戸商館日本人雇傭人名一覽」にも茂左衛門の名は見当たらない。²⁷稲部家初代の墓は稲部家墓地の中でも最も古い、明暦三（一六五七）年十一月三日付で「淨休信士」と刻まれたものであり、これが茂左衛門にあたる可能性も

考えられる。

次に特定できる稲部家の当主は半兵衛であるが、その名は元禄十四（一七〇一）年の「長崎諸役人附」によつてしか確認できない。「長崎名家墓所一覽」によると、半兵衛という人物の墓は存在していなかったようで、その次の代の半三郎と同一人物である可能性も考えられる。茂左衛門と半三郎は曾祖父と曾孫の關係にあたることから、茂左衛門、半兵衛、半三郎とは別にもう一代当主が存在していた可能性もあると思われるが、『通航一覽』で寛文十一（一六七二）年に内通詞小頭として名前を挙げられた稲部半三郎が半兵衛と同一人物なのか、半兵衛よりも前に別に登場する人物なのかは言及されておらず定かではない。宝永元（一七〇四）年から寛延三年にかけて「分限帳」類に出てくる半三郎（宝暦二年十二月十七日没）と、『通航一覽』で紹介されている半三郎とが同一人物と考えるのは年齢的に無理がある。半三郎は一七〇四年以前から一七五二年に亡くなるまで内通詞小頭を勤めたであろう。

その次に、半蔵が登場するが、寛延元（一七四八）年頃に成立した「阿蘭陀通詞方分限帳」²⁸に内通詞小頭の半三郎と並んで、初めて「内通詞」見習」として出てくるので、半三郎と半蔵は別の人物であると分かる。半蔵の名は天明八（一七八八）年の「長崎諸役人寺社山伏」²⁹までは確認できるが、続く天明九（一七八九）年成立の「長崎諸役人寺社山伏」には彼の名はもう見られないことが先行研究によつて示されている。³⁰ちなみに、大槻玄沢が遊学のため、長崎で天明五（一七八五）年十一月十五日から翌年三月二十六日まで滞在した折、玄沢は十一月十七日からその年の十二月二十二日まで、近くの西上町の稲部半蔵の家に宿泊している。³¹玄沢の世話をしたのはその息子稲部松十郎で、当時まだ見習であった。³²大坂からの船に

玄沢と同船した友永恒蔵は松十郎の叔父である。³³

司馬江漢は長崎遊学した天明八（一七八八）年十月十日から十一月十三日にかけて、同じく松十郎から世話を受けていた。十月二十五日に出島を案内したのも松十郎であった。「江漢西遊日記」五卷の十一月四日の条に「是まで稲部半蔵方二居ル」とあり、玄沢と同様に稲部家に宿泊したとみられる。³⁴半蔵はこの時点でまだ当主であり、松十郎が同居していたようである。その家は椀島町にあったという。稲部家は天明五（一七八五）年〜同八（一七八八）年の間に引越していたことになる。「江漢西遊日記」の十一月三日付の記述によれば「松十郎家ハ四軒口、奥行キ十間、土蔵付、之にて一年借り代十兩位ヒ、土蔵なきハ五六兩なり、此地ハ借家ニ竈金として一年に三十匁宛上ヨリ被下と云、地主ハ三四百目上ヨリ被下」とある。内通詞小頭の役料は本通詞と比べて低かったが、その他に副収入を得る方法が複数存在したことが窺える。

松十郎の名は安永四（一七七五）年頃から天明八年までは内通詞小頭見習として出ているが、寛政元（一七八九）年頃の「長崎諸役人寺社山伏」には半蔵と同じくその名がなく、内通詞小頭の欄では椀島町の勇次郎という名に変わっている。松十郎の墓がないことから、二人は同一人物だと思われる。「分限帳」類には出ていないが、古賀の「長崎名家墓所一覽」にある享和三年に没した半右衛門も上記の二人と同一人物であろう。中西啓氏はこの勇次郎を長崎歴史文化博物館収蔵の「本草雑書集」（享和元（一八〇一）年成立）の作者だと比定したが、この史料では勇次郎の名は見られない。³⁵本史料は、ローマ字と片仮名表記の植物名に和名を付し、植物によつては対比番号と解説文を施し、実物の押し葉も貼ったものである。後半は白紙である。自分のための備忘録と見られるが、詳しい検討はこ

れからである。四頁にわたって解剖学名とその和訳も付け加えられている。

松十郎は見習の時に商館長A. W. フェイトとI. テイツィングに「部屋付之者」として仕えていた。フェイトの公的な「商館長日記」一七七六年四月十二日に「私の大用人マツらがはしかのために都で留まらなければならぬ」との記述があり、少なくともこの年には商館長の付き添いで江戸参府に同行していたこと分かる。横山伊徳氏の論文では、主にテイツィング個人の「往復書翰集」によっているが、松十郎の詳細な仕事ぶりや、松十郎がテイツィングの離日後も贈り物の受け渡しや様々な依頼などに応じており、インフォーマントとして活躍し続け、オランダ人からも大変好まれていた様子を窺える。³⁷

『富岡史』によれば、市五郎の父は半右衛門であったというが、その出典は明記されていない。³⁸ もしそうであれば、市五郎は半右衛門⇨松十郎⇨勇次郎の息子であったことになる。

勇次郎と市五郎の間には亥八という人物が内通詞小頭を勤めていたが、その名は寛政十二(一八〇〇)年の「長崎諸役人寺社山伏受用配分帳」に現れている。³⁹ 亥八は半右衛門や市五郎とは別に墓碑が建てられていることから、二人とは別人である。亥八は享和二(一八〇二)年に亡くなった。おそらく早逝したのだろう。

その次の代は市五郎になるが、彼の経歴については次の「在任中の稲部市五郎とシーボルト」で詳しく取り上げる。

市五郎には亀之助という「実子」がおり、文政十一(一八二八)年から天保元(一八三〇)年の間、稽古通詞見習を勤めていた。⁴⁰ 父の罪に連座して、天保元(一八三〇)年七月二日に「放役」となり、十二月二十九日以降親類に当たる内通詞小頭の植村作七郎に引き渡

された。他国への出国が禁じられたが、扶持米二人分は与えられた。⁴¹ この時点では亀之助は外浦町に居住していた。⁴² 弘化四(一八四七)年の「蘭通詞順名」に稲部亀之助の名が稽古通詞の欄に出るので、正規の通詞職に復帰できたことが分かる。⁴³ 次の嘉永二(一八四九)年頃の「分限帳」に亀之助ではなく、稲部禎次郎の名が小通詞末席の欄に見られる。⁴⁴ 禎次郎の初出の役職は小通詞末席であり、稽古通詞など、本来、阿蘭陀通詞が経験すべき職階を踏んでいない状態で登場したことを考えると、禎次郎は亀之助と同一人物であり、亀之助は弘化四年から嘉永二年の間に禎次郎と改名したと考えるのが妥当であろう。彼は大通詞として慶応二(一八六六)年に亡くなった。禎次郎(種長)としての経歴は嘉永二年に新規稽古通詞、翌年に小通詞末席、嘉永四(一八五二)年に小通詞並、安政六(一八五九)年に小通詞助と小通詞、そして文久元(一八六一)年に大通詞に任命されている。⁴⁵

亀之助の息子又次郎(種起)は嘉永六(一八五三)年に稽古通詞、文久二(一八六二)年に小通詞末席を勤めていたが、父と同じ慶応二年に亡くなった。

次に慶応四(一八六八)年四月の「分限帳」⁴⁷に初めて「下等稽古通弁役」として出てくる稲部家の者は、三千次であるが、又次郎との関係は不明である。

在任中の稲部市五郎とシーボルト

市五郎(種昌)は天明六(一七八六)年に長崎に生まれ、亡くなったのは、七日市藩の庄屋であった松井家に伝わる「稲部氏二関スル件」、金剛院の墓石、富岡市に建立された顕彰碑などによれば、天保十一(一八四〇)年八月二十二日であるが、新出史料によれば

八月二十五日である。⁴⁸ 皓台寺にも市五郎の墓石があったが、没日は二十二日で、没年の銘文は一年後の天保十二（一八四一）年となっている。⁴⁹

市五郎の名は享和三年の「長崎地役人附」に初めて小頭として出てくるが、稲部の下段に書かれた「妻吉」が見せ消しされているので、それは市五郎の幼名であったかもしれない。⁵⁰ 一八二三年五月十九日の「商館長日記」によれば「仮の・臨時の」(tempore) 稽古通詞(稽古通詞助カ)の彼が有給の稽古通詞に昇進したとあるので、その年に正規の通詞の列に入ったことになる。文政十一（一八二八年）頃の「分限帳」の時点で市五郎は小通詞末席となっていたが、その年の十一月十日にシーボルト事件に連座して「町年寄預」となってしまう。⁵¹

市五郎も他の内通詞小頭と同様におそらく小頭見習の時に「部屋付之者」としてオランダ人に使用人として仕えながら、オランダ語を身につけたと思われるが、それを示す記録はない。いつから見習を勤めたかも不明である。

しかし、シーボルトが一八四一年にラテン語で発行した日本語研究についての『Isagoge』によれば、市五郎は「我々の母国語を完全にマスターしていた」通詞吉雄権之助、中山作三郎、吉雄忠次郎、茂土岐次郎、榎林鉄之助と共に、商館長H・ドウフが帰国した後の文政元（一八一八）年以降、ドウフが文化九（一八一二）年より手掛けていた蘭和辞典「ドゥーフ・ハルマ」（「長崎ハルマ」）を「大いなる熱意をもって」改訂したという（附録一五四頁参照）。⁵² このことから、すでにシーボルトが来日する前から、市五郎のオランダ語に関する知識が認められていたことが分かる。

シーボルトが来日した際に、商館長ブロムホフが彼に「当時、長

崎に滞在していた最も優秀な医師や学者」を紹介したと『Yippou』に述べられているので、優秀な通詞たちも同じく紹介されたのである。⁵³ 上記の「ドゥーフ・ハルマ」改訂版に関わっていた通詞たちは皆シーボルトの日本研究の協力者ともなった。そのうちの一人である市五郎は、シーボルトが長崎近辺で薬草を採集するたびに同行し、長崎で患者を訪問した際にも立ち会ったとみられる。市五郎がシーボルトの周辺に集まった医師や学者にオランダ語を教えたこともあったので、とても信頼されていたことはすでに触れた。⁵⁴ そうこうするうちに自然と本草学や医学の知識が身についていった。とりわけ市五郎の場合は、本草学への理解や関心は父と思われる松十郎（勇次郎、半右衛門）から、すでに受け継いでいたのかもしれない。

シーボルトが市五郎を大いに信頼したもう一つの事例は、すでに松井洋子氏によって紹介されているが、シーボルトの個人貿易に関連した活動である。⁵⁵ ブランデンシュタイン城の個人文書の中にあるシーボルトの「金銭出納簿」や「当座勘定帳」を見れば、⁵⁶ 市五郎もその協力者の一人として、少なくとも文政十（一八二七）年〜同十二（一八二九）年に現金（小判）⁵⁷ や転売するための品物（薬品、酒類、ガラス瓶）⁵⁸ を受けとり、その利子と収益をシーボルトの娘お稲の養育費に充てる予定であった。しかし、事件が起きたため、その回収ができなくなり、その金額と残った品物は結局市五郎の子供に寄付するようにシーボルトは手配した。⁵⁹

上記の「金銭出納簿」の附録1aと1bは市五郎が文政十一（一八二八）年に受け取った現金に対する借用証書であり、唯一残っている蘭文の自筆史料である（附録一五四頁、一五六〜一五七頁参照）。

出島で文政十二（一八二九）年一月一日にシーボルト所有の書籍、顕微鏡、衣服、ランプなどの抽選会が行われ、市五郎は六〇テール

分のくじ券を買っていたが、その料金は未払いのままとなった。その時、市五郎に当選した「大きい鏡」と他に市五郎が預かっていたとされる書籍、絵画、工芸品などの行方は不明である。⁶⁰

シーボルト事件がなければ、シーボルトと市五郎の関係は、両者にますます大きな実りをもたらしたはずであった。

市五郎とシーボルト事件

市五郎は、シーボルト事件で最も問題視されたシーボルトと天文方高橋作左衛門との間の「日本地図」の受け渡しにあたって、中心的役割を果たした人物の一人であった。「御仕置例類集」の市五郎に対する判決は次のようである。

「総而日本人方阿蘭陀人江音信贈答者、容易ニ不相成段弁乍罷在、高橋作左衛門方外科シーホルト江日本地図相送候旨、馬場為八郎申聞、相渡候迎シーホルト市中出之節、右品相渡、猶又同人より作左衛門江琉球国之地図紙包ニ而相送候節も地図与乍存、江戸詰猪俣源三郎方迄遣シ、作左衛門江相届候段、御用筋与心得候迎、右始末通詞之身分別而不届ニ付、永牢申付、前田大和守江引渡も⁶¹の也」

つまり、市五郎が上司の大通詞馬場為八郎に指示され、シーボルトが長崎の町に出る際に「日本地図」を渡した。そして、シーボルトから預かった包入りの「琉球国之地図」を、作左衛門に渡すため天文台詰めの小通詞末猪俣源三郎に送ったのである。しかし、どの時点で、誰の手によってこれらの地図が運ばれたのかはやや曖昧である。何度も訊問を受けたシーボルトは協力者を守るため、事実

関係をほやかし、最後までその名を明かさなかった。「日本地図」は一般に伊能忠敬の「大日本沿海輿地全図」の写しだと言われているが、シーボルトから没収された品の中には、樺太や蝦夷地のものもあった。⁶³ 北方の地図は小通詞助吉雄忠次郎自身がシーボルトのために江戸から持って帰ったことが「シーボルトの日記の抜粋」から明らかになっている。⁶⁴ それは忠次郎が天文台詰め⁶⁴の任務を終えた後の文政九（一八二六）年六月（もしくは七月）の時点だったと思われる。

伊能図に関しては、それぞれの関係者による関与は判然としないが、当時作成された調査から主要な仲介者としてやはり猪俣源三郎、馬場為八郎、市五郎の名が浮かび上がる。小通詞並堀儀左衛門の関与は書簡の受け渡しに留まっていたようである。シーボルトの証言によれば、猪俣源三郎が儀左衛門に送った作左衛門からの書簡を、文政十（一八二七）年六月の最初の週、椋島町で儀左衛門から受け取った。その書簡は「シーボルトに頼まれた日本地図を差し出したので、直に届くだろう」という内容であった。⁶⁵ 同年夏前に長崎に届いたであろう日本地図はそこで為八郎の依頼によって、市五郎によりシーボルトに手渡されたと思われる。判決文に出る「琉球国之地図」は市五郎が（その時カ）シーボルトから受け取ったもので、市五郎がシーボルトの門人二宮敬作に、シーボルトによる気象計の測量結果を記したもう一つの包と共に、江戸滞在中の源三郎経由で作左衛門に届けるように依頼したようである。⁶⁶ シーボルトがこの地図を以前から自分で模写するため作左衛門から借りていたことが訊問で明らかになった。⁶⁷

日本地図を江戸から運んだ人物は誰だったのかは、取り調べ関係資料や判決文には一切出てこない。しかし、それがシーボルトの門

人伊東玄朴であったと、『伊東玄朴伝』には記されている。そこには玄朴が文政十（一八二七）年の春に故郷の肥前仁比山に一旦帰るついでに、源三郎が作左衛門から預かった書簡と地図入りの包をシーボルトへ渡すように源三郎から依頼されたところがあるが、状況を考えればその地図を長崎で渡したのは市五郎であろう。翌年、江戸に帰ると、農民出身であった玄朴は源三郎から受け取った包の中身に關しては何も知らなかったと江戸町奉行に自首し、さらに文政十二（一八二九）年に母方の親類の佐賀藩士である伊東家に入ったため、シーボルト事件でこれ以上追求されず、地図の受け渡しに対する処罰から逃れることができた。⁶⁹

玄朴は実はそれぞれの関係者と非常に深い関わりを持った人物であった。シーボルトの来日前に長崎へ出て、源三郎の父伝次右衛門に蘭学の弟子入りをし、後にシーボルトについても蘭方医学を学んだ。鳴滝塾が開かれると、そこにも通うようになり、二宮敬作、伊藤圭介⁷⁰や高野長英を含むシーボルトの門人たち、また講義の際通訳をした市五郎や吉雄忠次郎とも親交があった。⁷¹文政九（一八二六）年、猪俣伝次右衛門が天文台詰めの忠次郎と交代するため、四月二日（和暦二月二十五日）に、江戸参府に向かったシーボルトを追って長崎を発ったが、四月十二日（西暦五月十八日）に沼津において自首した。玄朴も猪俣一家に同行したと言われているが、「商館長日記」の七月二十三日（和暦六月十九日）の条によれば、源三郎はその日、商館長に父に代わり江戸での任命が決まったと告げに行ったので、その時点では間違いなく長崎にいたことが分かる。

玄朴は自首した後、文政十一（一八二八）年に江戸で医業を開き、源三郎の妹照と結婚し、翌年伊東と改名してから医学の世界で活躍することとなった。玄朴の塾も江戸で名声を博し、塾生の一人は市

五郎が七日市に預けられる間、身辺の世話をした医師畑道意（鉄鶏）であった。⁷³道意は市五郎が亡くなった翌年富岡で起きた火事で「阿蘭駄外科道具」を失い、自らの医学の師匠である伊東玄朴に外科道具を借りるために江戸へ赴き、そのついでとして七日市藩からの許しを得て、江戸に滞在し、玄朴のもとで医学修行を行った。ちなみに、源三郎の妻は馬場為八郎の娘であった。

文政十一（一八二八）年の秋にシーボルト事件が発覚すると、先ず作左衛門が江戸で逮捕され、取り調べと家宅探索が始まる。長崎で最初に訊問を受けたのは吉雄忠次郎である。⁷⁵商館長メイランとシーボルト自身からの聞き取りや家宅探索の後に、馬場為八郎、堀儀左衛門、稲部市五郎、吉雄忠次郎は十一月十日（十二月十六日）に町年寄に預けられ、十二月二十三日（一八二九年一月二十八日）に入牢となった。文政十二（一八二九）年にもその調査が続くが、九月二十五日（十月二十二日）にシーボルトに国外追放（国禁）が言い渡された。馬場、稲部、吉雄を江戸町奉行に引渡すようにという下知が届いたのは翌年の文政十三（一八三〇）年閏三月二十五日（五月十七日）になってからで、四月六日（五月二十七日）にその三人が「網掛乗物にて」⁷⁶長崎発江戸へ護送された。道中の処遇は、囚人たちが道中で病死した場合のことまで評定所で協議されたようである。実際の様子がもう少し緩やかであったことは、途中の佐賀で彼らの一行に五月三十日に出会った商館長メイランの「参府日記」とデ・フイレネウフェのシーボルト宛ての書簡から窺える。それによれば、囚人たちが本来は昼も夜もトイレ付きの乗物に監禁されたまま護送されるという規定であったが、付き添いの役人のはからにより夜は宿に泊まることになった。この時点では、囚人たちがどの藩に預けられるかということが、デ・フイレネウフェには分かつ

てはいなかったが、「外国船の来着した場合に彼らが直ちに通訳で対応できるため、おそらく海岸沿いの藩になるだろう」と推測したことは興味深い。為八郎の息子円次は巡礼者の恰好で父を追い、忠次郎の妻も直ぐ江戸に発った。また、市五郎の妻も出発の準備がすでに整っていたと続けて記している（附録一五二―一五三頁参照）。評定所は様々な議論の結果、三人の永牢、「地方引渡」が五月二十一日（七月十一日）に最終的に決定した。⁷⁶

市五郎が上野国七日市藩に到着したのはその年の六月九日（七月二十八日）であった。その前後の藩内の動き、対応、監禁中の本人の様子については七日市藩の記録（附録一四二頁―一四七頁参照）と新出史料に詳しく記されている。

商館長メイランによる一八三〇年の総督宛ての報告書を見ると、他国に預けられた三人の通詞たちの処遇は、それぞれの藩主の好意によってそれほど厳しいものではなかったというのが当時の長崎での風評であった。しかし、結局三人とも最後は刑地で迎えることとなった。⁸⁰

それ以前の文政十二（一八二九）年二月十六日（三月二十日）に重要参考人の作左衛門は牢死、猪俣源三郎も同年の九月十二日（十月九日）に詮議中病死となっていた。

おわりに

稲部市五郎の死去をめぐる作成された新出史料の取得が新たな調査開始の契機となった。その成果としては、今まであまり知られていなかったシーボルト事件発覚以前の内通詞であった稲部市五郎と稲部家の他の通詞たちの活動をほぼ解明するができた。他方、市五郎も関与したシーボルト事件で問題視された地図類の受け渡しの

真相に関しては、今後より詳細な研究が必要であることも明らかとなった。今回の調査はその一步に過ぎない。

シーボルトの最大の功績として、西洋の自然科学、医学、本草学の日本への紹介と日本についての研究と文物の収集、ヨーロッパへの紹介が強調されがちであるが、その情報収集にあたっては、時代の趨勢とはいえ、日本の提供者に多大な犠牲を強いることになったのも事実である。日本人の地役人であるインフオーマントは全員長崎奉行や町乙名に血判付起請文の提出が義務づけられていた。⁸²

その中で、キリスト教信仰の禁止は勿論のことであったが、異国人に「御陰密之旨」を渡さないことや「個人的な」商売に応じないことも規定されていた。日本の地図もケンペルの『日本史』などに掲載された前例もあったので、日本についての情報を外国に持ち出すことはそれまでさほど問題とはならなかったように思われ、どこまでが危険な行為であるのか、判断が甘かったのかもしれない。⁸³「商館付医官」の職務の傍ら、オランダ総督に指名されたシーボルトの「博物学研究」に貢献できる喜び、そして西洋の知識をわがものにできるといふ喜びも彼らの警戒心を緩めさせたのかもしれない。では、シーボルト自身の認識はどうだったのか。日本についてのヨーロッパ内での理解を深める偉大な任務を遂行していると自覚するあまり、インフオーマントの安否まで考える余裕がなかったとの印象も受ける。ブランデンシュタイン城の彼の個人コレクションには、『Nippon』の「刑法と刑罰」という節に掲載する予定であった「出島オランダ商館の通詞として任用される際の誓詞」という起請文の独訳が残っていることから、何も知らなかったということにはならないであろう。⁸⁴

いずれにせよ、シーボルト事件で多くの日本人が処罰され、命を

落とした人も少なくなかった。また、数多くの有力な通詞たちがさらに解役となり、幕府による西洋学問の管理がより厳しくなった。そのような状況になって、シーボルトも自分のせいで、協力者たちが不幸に見舞われるようになったことに対して、大きな責任感を感じたようである。彼らの生命を救うためなら日本で死んでもかまわないとまで覚悟をしている。⁸⁵ 離日した後も、お稲の養育費のために残した商品や基金を使って市五郎の家族などに対して金銭的な援助もしている。シーボルトを責めるのも酷な話かもしれない。しかし、シーボルトの功績が日本の協力者の大いなる力によるものであったことも忘れてはいけない。

事件の発覚後、中にはシーボルトとの係わりをなるべく表に出さなかつた者もいたが、伊東玄朴のようにシーボルトから学んだ知識を後々に生かす者もいた。

市五郎も七日市に送られた後でもシーボルトから受け継いだ西洋の知識を決して無駄にはしなかった、と呉秀三が述べている。

呉は「門人及び交友三」の稲部市五郎の項に、当時富岡に在住していた斎藤壽雄という人物から得た、聞き取り調査の結果を記しており、それによれば、市五郎は、

「内藤屋敷傍なる揚り屋に囚禁せられ、(中略)その当座は言葉さへ交はすことを禁ぜられしが、後年には藩に重病者あるときなど、藩医は番人を介して市五郎の意見を問ひて処置したりと云ふ。市五郎には医薬の心得もありたるなるべし。」⁸⁷

ということであった。藩主はこのことに感謝し、幕府に対し市五郎の宥免の願いを出したが、それは天保十(一八三九)年八月に評

定所で却下された(附録一三八頁〜一三九頁参照)⁸⁸。市五郎の死後、金剛院に墓を建立し、「楽邦常念居士」という戒名が付されている(附録一四二頁参照)。

なお、斎藤は群馬県医師会長として、市五郎の名誉回復に力を入れ、一九三一年に永牢跡地に「稲部種昌先生碑」を建立した人物である(附録一四二頁参照)⁸⁹。

そして「市五郎の七日市の永牢事件」が七日市藩にとって「対幕府関係として一番大きな事件」であり、「二六〇年の藩史の中でも、世界史と関連をもつ最大の事件であろう」とは富岡市史類の記すところである。⁹⁰

今回、市五郎の存在に注目することによって、日蘭交流に伴ったヨーロッパと日本との相互の、また、長崎から地方への学問の伝播の有様を具体的に示すことができた。その伝播にあたって内通詞の役割が今まで考えられてきた以上に大きかったことも明らかになった。今後、内通詞の役割についても再検討が迫られるであろう。

付記 鶴見大学教授石田千尋氏、東京大学教授松井洋子氏、並びに史料編纂所海外史料室の諸氏より史料提供とご教示をいただきました。心から御礼を申し上げます。

(東京大学史料編纂所共同研究員)

- 1 拙稿「オランダ通詞と「誤訳事件」―寛政の「半減商売令」をめぐる―」(松方冬子編『日蘭関係をよみとく つなぐ人々』上巻、臨川書店、二〇一五年) 一八一―二二三頁。
- 2 シーボルト『*Nippon*』第一冊、一八九七年、一二二頁。
- 3 シーボルト "Auszug aus meinem Tagebuch" 一八二八年十二月十六日。
- 4 国立国会図書館所蔵「御仕置例類集」乙(第四輯)、十七下。
- 5 加藤榮一「通詞の社会史―オランダ通詞以前―」(『シーボルト記念館 鳴滝紀要』第三号、一九九三年) 五一―七九頁、同「平戸オランダ商館の日本人雇傭者について」(『幕藩制国家の成立と対外関係』思文閣出版、一九九八年) 二九六―三三九頁。
- 6 太田勝也『近世長崎・対外関係史料』(思文閣出版、二〇〇七年) 五七一頁の「旧記」による。
- 7 横山伊徳「出島下層労働力研究序説―大用人マツをめぐる―」(横山伊徳編『オランダ商館長の見た日本―ティツィング往復書翰集―』、吉川弘文館、二〇〇五年) 三七九―四二〇頁。
- 8 片桐一男『阿蘭陀通詞の研究』(吉川弘文館、一九八五年) 三二―三三二頁及び原田博三『阿蘭陀通詞の職階とその変遷について』(『情報メディア研究』第二巻第一号、二〇〇三年) 五三頁。
- 9 松井洋子「長崎における阿蘭陀通詞の形成過程―オランダ語史料に見る「小通詞」の成立まで―」(『日蘭学会会誌』第四二号、一九九七年) 一―二〇頁。
- 10 *Dagregister* (商館長日記) Maximiliaen Le Maire (14 feb. 31 okt. 1641) (NA, NFI) 55: microfilm Historiographical Institute.

6998-1-3-11/7598-1-14) の一六四一年八月七日の項。

- 11 太田前掲(二〇〇七)、「旧記」の五七二頁。
- 12 「諸役人役料高并勤方発端年号等」宝永五年(二七〇八)(長崎歴史文化博物館収蔵、収蔵番号: 310・106)の「阿蘭陀内通詞小頭拾式人」の項。
- 13 長崎県編『長崎県史 史料編』第四、第一四八巻、一九八五年、八六一頁。
- 14 近藤守重『通航一覽』第四冊、国書刊行会、一九一三年、一八一頁。稲部以外に品川庄兵衛、横山平右衛門、林田清左衛門、馬場伊左衛門、塩屋五左衛門、岩瀬徳兵衛、清水弥一右衛門、草葉又右衛門、渡辺権太楼、横山三四郎、馬場崎作右衛門という名も見られるが、中には実在が疑わしい名もある。
- 15 「諸役人役料高并勤方発端年号等」の「阿蘭陀内通事八拾八人」の項。
- 16 公益財団法人三井文庫所蔵(所蔵番号: 1669・11)。「分限帳」類の年代特定の問題に関しては、本稿の「稲部家の人々」の章を参照。
- 17 「長崎諸役人増減書」(長崎歴史文化博物館収蔵、収蔵番号: 143・31)
- 18 「阿蘭陀通詞由緒書」(『長崎県史 史料編』第四、一九八五年、七六九―八三二頁収載)
- 19 例えば、一七三五年に、江戸滞在中の馬師ケイゼルの世話に対する褒美として稽古通詞に任命された堀太左衛門など(『長崎県史 史料編』第四、一九八五年、七八二頁)。
- 20 九州大学文学部所蔵(所蔵番号: 国史2C・4・108)。
- 21 長崎歴史文化博物館収蔵「明細分限帳」一―五(収蔵番号: 310・

32・1～5)。一八六五の作成である。なお、越中哲也編『慶応元年 明細分限帳』（長崎歴史文化協会、一九八五年）として公刊されている。

²² “Stukken betreffende de inkomsten en uitgaven van de opperhoofden in Japan” (Aanwinsten, 28 october 1965, N.A. invnr. 2.21.054, coll. Doeff 10番)

²³ 和訳は斎藤信『シーボルト』江戸参府紀行『東洋文庫八七(平凡社、一九六七年) 十一頁。

²⁴ Johan Frederik van Overmeer Fisscher, *Bijdrage tot de kennis van het Japansche rijk*, Amsterdam, J. Muller & Comp, 1833, 三〇七～三〇八頁。(フィッセル著『日本風俗備考』、庄司三男、沼田次郎訳注、東洋文庫第三二六、三四一、平凡社、一九七八)。

²⁵ 石田千尋「天保期の分限帳―史料紹介 長崎県立長崎図書館所蔵『分限帳』―」下(『鶴見大学紀要』人文・社会・自然科学編、第四十一号、二〇〇四年) 七八～七九頁。

²⁶ 例えば、原田博二「長崎県立長崎図書館蔵森家旧蔵『分限帳』について―阿蘭陀通詞の研究資料として―」(『長崎市立博物館報』第二八号、一九八八年) 一四～三五頁。同「中西啓旧蔵「長崎諸役人寺社山伏」の作成年と阿蘭陀通詞の項の復元」(『研究紀要』、創刊号、長崎歴史文化博物館、二〇〇六年) 一三～三九頁。

²⁷ 加藤前掲(一九九八) 三一九～三二三頁。

²⁸ 長崎歴史文化博物館収蔵、収蔵番号：テ14 31。

²⁹ 長崎歴史文化博物館収蔵、収蔵番号：14・132・2。

³⁰ 原田前掲(二〇〇六) 三二頁。長崎歴史文化博物館収蔵、収蔵番号：ミ14 10。

³¹ 大槻玄沢「瓊浦紀行」(大槻磬水「磬水先生隨筆」卷之三収載、早稲田大学図書館所蔵)。天明五年十一月十七日条及び十二月二十二日条。本馬貞夫「長崎遊学者のその後―梅園・玄沢・江漢を中心に―」(若木太一編『長崎文化交渉史の舞台―ポルトガル時代、オランダ時代』勉誠出版、二〇一三年) 二一八～二四一頁も参照。

³² 玄沢の日記には、しばしば松十、松重、またスパレボーム(spareboom = 松)という名で出ている。

³³ 大槻玄沢「瓊浦紀行」十一月十五日、二十日条。

³⁴ 司馬江漢「江漢西遊日記」卷之四(『司馬江漢全集』第一卷、八坂書房、一九九二年、三二六頁)。本馬(二〇一三年) 二二九頁も参照。

³⁵ 長崎県の郷土資料編纂委員会編『長崎県の郷土資料』(長崎県立長崎図書館、一九八八年) 一七七頁。史料提供にあたっては、長崎歴史文化博物館研究員矢田純子氏より格別のご高配を賜りました。御礼申し上げます。

³⁶ *Dagregister* (商館長日記) Arend Willem Feith (28 oct. 1775 ~ 22 nov. 1776), 12 april. (NA, NfJ 186; microfilm Historical Institute, 6998-1-23-6/ 7598-7-33)。

³⁷ 横山前掲(二〇〇五) 三八一～三八五頁。

³⁸ 富岡史編纂委員会編、『富岡史』(一九五五年) 六一二頁。

³⁹ 東京大学法学部所蔵、甲2・1924。「商館長日記」の一七九八年十月三日の項に「Jewatie」という内通詞の名が見える。亥八である可能性があるので、その年以前からすでに内通詞を勤めていたかもしれない。

⁴⁰ 長崎歴史文化博物館収蔵、収蔵番号：14・296・1、「長崎諸役人帳」、

収蔵番号：14・7・13。

⁴¹ 長崎歴史文化博物館収蔵「犯科帳」（収蔵番号：B）14 1・1・107、108）。

⁴² 本馬前掲（二〇一三）二二八頁。

⁴³ 長崎歴史文化博物館収蔵、収蔵番号：13・157。

⁴⁴ 東京大学史料編纂所所蔵、所蔵番号：外156。

⁴⁵ 慶応元（一八六五）年「明細分限帳」による。

⁴⁶ 同前。

⁴⁷ 長崎歴史文化博物館収蔵「分限帳」（収蔵番号：310・102）。

⁴⁸ 七日市藩士の作成であるという新出史料の信憑性の高さを考えれば、八月二十五日の方が正しい可能性が高い。この問題に関しては、川村恒喜「稲部市五郎の死骸見分」（『掃苔』第四卷第四号、一九三六年、一一七頁）にも取り上げられている。稲部の没日については当該時期の金剛院の過去帳が現存しておらず、これ以上確認することができない（金剛院住職榎本晃英氏のご教示による）。

⁴⁹ 古賀の墓誌の写しには「天保十二年子八月廿二日」となっているが、その右横に古賀による「天保十一庚子年ナラン」という注意書きがある。

⁵⁰ 長崎大学経済部図書館所蔵（所蔵番号：武藤514・M217）。

⁵¹ 呉秀三『シーボルト先生 其生涯及功績』（吐鳳堂書店、一九二六年、第二版）二六一頁。

⁵² Ph. Fr. de Siebold, *Isagege in Bibliothecam Japonicam et studium literarum Japonicarum*, Lugduni Batavorum, 1841, xxi頁。「トゥーフ・ハルマ」は様々な人の手によって天保四（一八三三）年までに完成した。その詳しい成立に関しては、松田清『洋学の書

誌的研究』（臨川書店、一九九八年）七三～一〇二頁を参照。

⁵³ Ph. Fr. von Siebold, *Nippon: Archiv zur Beschreibung von Japan und dessen neben- und Schutzländern Jezo mit den südlichen Kurilen, Sachalin, Korea und den Liukiu-Inseln*; herausgegeben von seinen Söhnen, 2 vols. (Witzsburg/ Leipzig: Verlag der K.U.K. Hofbuchhandlung von Leo Woerl, 1897)（第二版）・一二〇頁による。

⁵⁴ 『Nippon』（一八九七）・第一冊xxii頁（シーボルト日記の抜粋の一部）・第二冊・一二二頁。

⁵⁵ 松井洋子「シーボルトの勘定帳：出島における経済活動を探る」（国立歴史民俗博物館編『国際シンポジウム報告書「シーボルトが紹介したかった日本」』正文社、二〇一五年）・一四七～一五六頁。

⁵⁶ 「Rekeningboek door Von Siebold 1825～1829」（シーボルト金銭出納簿）（Brandenstein, K8. Fac. 104, 40304～319）, 「Bijlage 1～3」上記104 付録計算書（Brandenstein, K8. Fac. 106～108, 40321～324）, 「Verkooprekening, 17 jan. 1829～16 apr. 1829」（シーボルトの売却リスト）（Brandenstein, K8. Fac. 110, 40328～329）, 「Rekeningcourant pro 1627/28 Dr. von Siebold」（シーボルトの当座勘定帳）（Brandenstein, K8. Fac. 194, 40565～588）, 「Memo 17 apr. 1829」（雑記）（Brandenstein, K8. Fac. 105, 40320）, 「よみ」。

⁵⁷ 「Bijlage 1a, 1b」（付録）（Brandenstein, K8. Fac. 106, 40321～322）。

⁵⁸ 「Bijlage 2」（付録）（Brandenstein, K8. Fac. 108, 40324）。

⁵⁹ 「Rekeningboek 1825-1829」（40306）, 「Rekeningcourant pro 1627/28」（40576）, Bijlage 2（40324）。

⁸⁰ 「Loterij, oct. 1828」(抽選) (Brandenstein, K8, Fac. 109, 40325-327) . 「Bijlage 3」(付録) (Brandenstein, K8, Fac. 107, 40323)。

⁶⁹ 「御仕置例類集」乙〔第四輯〕十七下。

⁶² 呉前掲『シーボルト先生』に紹介された、部分的に「商館長日記」の付録としても掲載された事件の事情調査の折に作成された資料を参照。

⁶³ 青山宏夫「シーボルトが手に入れた日本図と日本の地理情報」(『シーボルト・コレクションから考える』国立歴史民俗博物館、二〇一八年) 四九〜六八頁。

⁶⁴ シーボルト『Nippon』(一八九七) 第一冊、xxii頁。

⁵⁸ *Dagregister* (商館長日記) G. F. Meylan (21 feb. ~ 27 dec. 1829) (NA, NFJ 244: microfilm Historiographical Institute, 6998-81-3/7598-7548, 49) 付録九番、一八二九年四月九日。

⁶⁶ 同前の「日記」の付録十七、五月二十八日、第七項や「御仕置例類集」十七によらる。

⁵⁵ *Verslag* (報告書) G. F. Meylan (1829) (NA, NFJ 702: microfilm Historiographical Institute, 6998-1-80-6/7598-43-252) 付録一、一八二八年十二月二八日の訊問二十三項のうち第六番。

⁶⁸ 伊東榮『伊東玄朴伝』(玄文社、一九一六年) 二八頁。呉前掲『シーボルト先生』二二二頁、三二五〜三二六頁も参照。

⁶⁹ 前掲『伊東玄朴伝』二九〜三〇頁。青木歳幸『伊東玄朴』(佐賀偉人伝シリーズ、佐賀県立佐賀城本丸歴史館、二〇一四年) 二四頁も参照。

⁷⁰ 伊藤圭介が文政十〜十一(一八二七〜二八)年、半年間の長崎遊学中に取ったメモの中に「小風呂敷、稲部二預」とある。もしこの「稲

部」が市五郎のことであれば、この記述から二人の深い関係が推測できるであろう(『伊藤圭介日記』第一集 瓊浦遊記(圭介文書研究会編、名古屋市東山植物園、一九九五) 一二七頁)。

⁷¹ 「伊東玄朴年譜」による(前掲『伊東玄朴伝』四三〜四五頁)。

⁷² 一八二六年の「留守日記」の二月十六日、四月二日、六月十三日と「商館長日記」の七月二十三日の項。

⁷³ 畑道意については富岡市史編さん委員会編『富岡市史』近世資料編(一九八七年、一〇三四頁)を参照。玄朴の門人たちの名に関しては、前掲『伊東玄朴伝』(一〇五〜一四頁)と同「門人姓名録」(一〜一五頁)を参照。

⁷⁴ 群馬県立文書館所蔵「書状写」(阿蘭駄外科道具并薬品の金子才角二付)(所蔵番号: PF 8801・17・120)。

⁷⁵ 十一月一日(十二月七日)であったという(呉前掲『シーボルト先生』二五五、二六一頁参照)。

⁷⁶ 「御仕置例類集」乙〔第四輯〕十三 取計之部「天保元年」。

⁷⁷ シーボルト事件発覚後の経過に関しては呉前掲『シーボルト先生』二六〇〜二六三頁を参照。

⁷⁸ "De Villeneuve aan Von Siebold, feb. 1831" (シーボルト宛へのデ・フィレネウフェの書簡、一八三二年二月) (Brandenstein, B17, Fac. 67, 101520 と 101523) による(附録一五二頁〜一五三頁参照)。

⁷⁹ 吉雄と馬場の永牢先での処遇については、片桐一男『シーボルト事件で罰せられた三通詞』(勉誠出版、二〇一七年)を参照。

⁸⁰ *Verslag* (報告書) G. F. Meylan (1830) (NA, NFJ 704: microfilm Historiographical Institute, 6998-1-82-5/7598-43-279) の § 33。

⁸¹ 松井洋子『ケンペルとシーボルト―「鎖国」日本を語った異国人

たち―』(日本史リブレット人62、山川出版社、二〇一〇年) 八六
〜八七頁。

⁸² 例えば『通航一覽』第四冊、第一四八卷、一八一頁〜一八三頁、
第一四九卷、一九九頁。

⁸³ 商館長メイランも、シーボルト来日以前に発行された在日記録を
まとめた著書類が、今まで日本には一切被害を与えていないことを
指摘し、長崎奉行を安心させようとした(「商館長日記」一八二九
年二月二十八日の項)。

⁸⁴ “Eid der Japanischen Dolmetscher ..” (Brandenstein, K2.
Fa2b3. 19, 11179 ~ 11183)。

⁸⁵ 『Nippon』(一八九七)、第一冊、xxii頁。

⁸⁶ その一つの例として、一八三〇年の参府の際起きた出来事につい
てのデ・フィレネウフェによるシーボルトへの報告がある。その報
告は、デ・フィレネウフェが下関でオランダ宿主伊藤氏に「日本で
はシーボルトの名はいかん」という理由で、以前に「シーボルト」
という名をもらっていた息子のために新しい名が依頼されたが、そ
れを断ったという内容のものである。(前掲シーボルト宛てのデ・
フィレネウフェの書簡、101519 ~ 101520)

⁸⁷ 呉前掲(一九二六) 八四三、八四四頁。

⁸⁸ 「御仕置例類集」乙(第四輯) 八下 取計之部「天保十年。

⁸⁹ 徳江紀「博愛を行動で示した医師 斎藤壽雄」(『振興ぐんま』第
一〇三号、二〇一一年)を参照。

⁹⁰ 『富岡史』(一九五五年) 六〇九頁。富岡高校七十五年史編纂委
員会編『富岡高校七十五年史』(一九七一年) 四二頁も参照。

稲部市五郎関連年表

西暦	事 項	年齢
1786	長崎に生まれる	0
1803	内通詞小頭として初出	18
1818	「ドウフ・ハルマ」蘭和辞典の改訂に関与	33
1823	5月19日（西暦）、稽古通詞助、稽古通詞に移行、シーボルトの来日	38
1824	シーボルトによる長崎近辺での薬草採集に付添い、シーボルトの日本研究を助ける 鳴滝塾でオランダ語の教授、シーボルトと門人間の通訳	39
1826	シーボルト、オランダ商館長の江戸参府に随行 日本地図の写しを帰国時に持参することを意図、「蝦夷・樺太地図」はシーボルトへ渡る	41
1827	「日本沿海輿地全図」の写しがシーボルトに渡る。「琉球図」は高橋作左衛門に返却される 稲部も地図類の受け渡しに関与	42
1828	小通詞末席に昇進 9月、シーボルト事件発覚 長崎にて11月10日、町年寄預、12月23日、入牢	43
1829	9月25日、シーボルト国外追放（国禁）	44
1830	閏3月25日、江戸町奉行への引き渡しの下知、4月6日、長崎発 5月21日、江戸幕府評定所の判決により、上野国七日市藩への永牢となる 6月7日、江戸発、9日、七日市到着	45
1836	藩医の高橋順庵と黛柳軒が藩主の江戸参勤に随行したため、以降、畑道意が稲部の診察を担う	51
1838	正月、中風を患い、畑道意が鍼治療を施す	53
1839	8月、幕府に対する前田大和守（七日市藩主）による市五郎の宥免願いが却下	54
1840	7月28日、「痢疾の症」の症状を訴え、8月22日あるいは25日、死亡 江戸町奉行所役人による検死を経て、死骸は七日市藩内の天台宗寺院、金剛院に運ばれた	55
1841	2月4日、正月に七日市藩内で起こった火事により、畑道意の「阿蘭陀外科道具」が消失。 畑は自らの師である伊東玄朴に外科道具を借りるために江戸へ赴き、そのまま医学修行を行う	—
1926	群馬県医師会長の齋藤壽雄によって、阿蘭陀通詞3人の罪状が、明治元年（1868）の改元にともなう恩赦により消滅しているか、金杉英五郎を通じて司法大臣に確認がなされる 呉秀三『シーボルト先生—其生涯及び功業—』刊行	—
1931	齋藤壽雄らの手によって、永牢跡地に「稲部種昌先生碑」が建立 金杉英五郎『故稲部市五郎の赦免問題』刊行	—
1969	富岡・甘楽医師会による碑の周囲の整備	—
1992	「稲部市五郎種昌の碑（稲部種昌先生碑）」、「稲部市五郎種昌の墓」が富岡市指定史跡に指定	—

※稲部本人に関する事項は四角で囲った。※年月日は和暦による